

転出届（特例）・・・住民基本台帳カードまたは個人番号カードを使った転出届

転出届（特例）の注意事項

- (1) 住民基本台帳カードまたは個人番号カードを持っている方と同一世帯の方は転出届（特例）ができます。
- (2) 転出予定の14日前から転出届（特例）ができます（郵送可）。引っ越しの日から14日を過ぎると、この届出方法ができなくなりますのでご注意ください。
- (3) 転出届（特例）に記載された新住所地の市町村役場で転入届を行ってください。（※転出予定地と異なる市町村に転入はできません。）

必要なもの

- (1) 有効な住民基本台帳カードまたは個人番号カード
- (2) 届出人の本人確認書類（顔写真なしの住民基本台帳カードを所有している場合のみ必要です。）
- (3) 印鑑

※郵送による届出

転出届（特例）

- ・顔写真入り住基カードのコピー・個人番号カードのコピー
- ・顔写真無し住基カードの場合は、保険証等のコピーの2点を添付してください。